

香芝市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

香芝市教育委員会教育長 小 西 友 吉

### 香芝市教育委員会規則第 3 号

香芝市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市体育施設条例施行規則（平成 2 1 年教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考を次のように改める。

#### 備考

- 1 香芝市総合体育館の本館冷暖房設備、サブ館冷暖房設備及び会議室冷暖房設備並びに香芝市北部地域体育館の冷暖房設備の使用時間が 1 時間未満の場合は、1 時間とする。
- 2 7 月 1 日から 9 月 3 0 日までの間における香芝市総合体育館の本館冷暖房設備の使用に係る使用料は、無料とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 2 備考の規定は、施行日以後に許可した香芝市総合体育館の本館冷暖房設備の利用に係る使用料について適用し、同日前に許可した香芝市総合体育館の本館冷暖房設備の利用に係る使用料については、なお従前の例による。